

(別表1)大雨警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中通り北部	福島市	12	116
	伊達市	13	94
	桑折町	15	115
	国見町	15	120
	川俣町	15	125
中通り中部	郡山市	16	101
	須賀川市	11	117
	二本松市	14	96
	田村市	11	84
	本宮市	15	110
	大玉村	16	107
	鏡石町	15	135
	天栄村	16	123
	三春町	16	120
	小野町	16	82
中通り南部	白河市	19	131
	西郷村	19	132
	泉崎村	19	153
	中島村	19	143
	矢吹町	19	142
	棚倉町	19	132
	矢祭町	19	121
	塙町	19	123
	鮫川村	19	124
	石川町	19	124
	玉川村	19	132
	平田村	19	115
	浅川町	19	136
	古殿町	19	119
浜通り北部	相馬市	14	141
	南相馬市	14	115
	新地町	14	128
	飯館村	12	104
浜通り中部	広野町	14	102
	楡葉町	14	128
	富岡町	11	145
	川内村	13	124
	大熊町	11	152
	双葉町	13	151
	浪江町	16	121
	葛尾村	13	131
浜通り南部	いわき市	15	84

(別表1)大雨警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
会津北部	喜多方市	12	88
	北塩原村	12	90
	西会津町	12	108
	磐梯町	13	92
	猪苗代町	12	93
会津中部	会津若松市	10	92
	郡山市湖南	11	105
	会津坂下町	11	107
	湯川村	11	—
	柳津町	11	102
	三島町	11	113
	金山町	11	124
	昭和村	9	110
	会津美里町	11	100
会津南部	天栄村湯本	12	97
	下郷町	14	99
	檜枝岐村	12	128
	只見町	12	141
	南会津町	12	124

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」に伴い、下記の市町村に暫定基準を適用しています。

[表面雨量指数基準]

通常基準の7割：富岡町、大熊町、双葉町

※2011/3/12 大雨警報・注意報の暫定基準運用開始。

※2013/5/30 相馬市、南相馬市、新地町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の雨量基準について、通常の6割から8割に変更。いわき市の雨量基準について、暫定基準を廃止。

※2014/5/27 相馬市、新地町、広野町、楢葉町の雨量基準について、暫定基準を廃止。

※2017/7/7 表面雨量指数基準の運用開始に伴い、大雨警報・注意報の暫定基準を通常の8割(雨量基準)から7割(表面雨量指数基準)に変更。

※2021/7/15 南相馬市、富岡町、浪江町の暫定基準の適用範囲を見直し。

※2024/5/23 南相馬市、浪江町の暫定基準を廃止。

富岡町、大熊町、双葉町の暫定基準の適用範囲を見直し。